

2026年度版

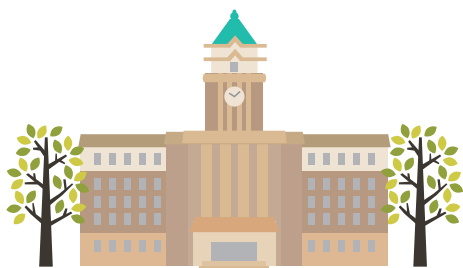
学齡期のお子さんのための 発達支援のしおり

編集・発行

名古屋市子ども青少年局
子ども福祉課

目 次

このしおりは発達に特性のある学齢期のお子さんを対象とした『発達支援』の事業などについて名古屋市がまとめたものです。



1 学齢期のお子さんの発達支援の施策

対象年齢 **小** 小学生 **中** 中学生 **高** 高校生

(1) 学校の支援

① 学校生活介助アシスタント 小 中 高	3
② 宿泊行事への介護ヘルパー 小 中 高	4
③ 医療的ケアの必要な児童生徒への看護介助員等 小 中 高	5
④ その他の支援	6

(2) 福祉の支援

① 放課後等デイサービス 小 中 高	9
② 保育所等訪問支援 小 中 高	10
③ 移動支援 小 中 高	15
④ 短期入所 小 中 高	16
⑤ 居宅介護 小 中 高	17
⑥ 手帳制度 小 中 高	18
⑦ 障害者基幹相談支援センター 小 中 高	19
障害者基幹相談支援センター お問い合わせ先	20

2 学齢期のお子さんの発達の相談機関

子ども教育相談 ハートフレンドなごや	21
中央療育センター	22
発達障害者支援センター（りんくす名古屋）	23

3 学齢期以降の支援など

障害のあるお子さんの大学進学について	25
障害のある方の就労について	29
発達に特性のあるお子さんを支援する団体のご紹介	31

区役所福祉課・支所区民福祉課 お問い合わせ先	34
------------------------------	----

1 学齢期のお子さんの発達支援の施策

(1) 学校の支援

名古屋市立の学校の制度について紹介しています。



① 学校生活介助アシスタント

小中高

主に身体障害のあるお子さんに対して、年間を通して介助・支援が必要な場合に学校生活介助アシスタントを配置します。

◆支援の内容

移動、食事、着替、排泄など。

◆利用方法

学校を通じて申請していただき、時間数を決定して派遣します。

◆利用日

お子さんの登校日

◆利用時間

1日3～7時間

利用料
無料



問合せ先

◎お子さんに関わること……通学している学校の教頭
◎制度に関わること……教育委員会特別支援教育課 (052)972-3233

② 宿泊行事への介護ヘルパー

小中高

日常的に学校生活介助アシスタントの支援を受けており、移動(車椅子の利用等)や入浴の介助が必要なお子さんが宿泊行事に参加する際に派遣します。

※夜間については介助を行いません。

◆支援の内容

移動、食事、着替、排泄、入浴介助など。

◆利用方法

お子さん及び保護者の方の意向を、学校を通じて確認して派遣します。

◆利用日

お子さんの宿泊行事活動日

◆利用時間

目的地の到着時から出発時まで(睡眠中以外)

利用料
無料



問合せ先

◎お子さんに関わること……通学している学校の教頭
◎制度に関わること……教育委員会特別支援教育課 (052)972-3233

③ 医療的ケアが必要な児童生徒への看護介助員等 小中高

日常的に医療的ケアが必要なお子さんが、個別の能力を最大限発揮できるよう支援するために、看護介助員等を配置します。

◆支援の内容

・看護介助員

喀痰吸引、導尿、胃ろう、経管栄養、人工呼吸器、酸素吸入、インスリン注射など。

・栄養士

ペースト食の提供。

利用料
無料

◆利用方法

・看護介助員

保護者の方から学校を通じて申請していただき、名古屋市立学校における医療的ケア実施に関する連絡会議を経て必要と認められた場合に派遣します。

・栄養士

保護者の方から学校を通じて申請していただき、派遣します。

医療的ケア実施に関する連絡会議とは

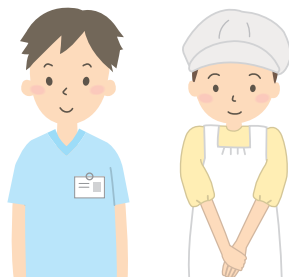
医療的ケアの具体的な内容、緊急時の対応方法等に関して、有識者の意見を聴取する会議です。

◆利用日

お子さんの登校日

◆利用時間

1日2～8時間



問合せ先

◎お子さんに関わること……… 通学している学校の教頭
◎制度に関わること……… 教育委員会特別支援教育課 (052)972-3233

④ その他の支援

補聴援助システム機器の貸し出し等、機器や教科等の支援を行っています。

補聴援助システム機器の貸し出し 小中高

補聴援助システムとは、聴覚に障害のあるお子さんの聞こえを補助するシステムです。受信機と送信機(教師側のマイク)のセットで使います。

このシステムを使用するお子さんのために、学校へ送信機(教師側のマイク)の貸し出しを行っています。

利用料
無料

拡大教科書 小中

拡大教科書とは、弱視のお子さんのために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行しているものです。通常の教科書に代わって無償で支給されます。

お子さんによって見え方が異なるため、拡大教科書が必要かどうか、あるいは文字や図形の大きさは、どの大きさが適切かを確認するため、医師による相談を行っています。

利用料
無料

音声教材 小中

音声教材とは、発達障害等により、通常の教科書では一般的に文字や図形を認識することが困難なお子さんに向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を利用して、教科書の内容を音声で読み上げる等の機能をもつものです。

利用料
無料

階段昇降機 小中高

階段の昇降が難しい肢体不自由のお子さんのために、学校へ階段昇降機の貸し出しを行っています。

利用料
無料



問合せ先

◎お子さんに関わること……… 通学している学校の教頭
◎制度に関わること……… 教育委員会特別支援教育課 (052)972-3233

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室 の概要と中学、高校の進路選択

特別支援学校

名古屋市立の特別支援学校は5校ありますが、いずれも知的障害特別支援学校で、知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活に頻繁に援助を必要とするお子さんのために、身辺生活の確立や集団生活・職業生活への適応を目指した指導を行います。

なお、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象とした特別支援学校は、全て県立の特別支援学校となります。

特別支援学級

名古屋市の特別支援学級には、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴という6種類の学級があり、障害に応じた特別の指導を行います。

通級指導教室

通級指導教室には、発達障害、言語障害、難聴、弱視という4種類の教室があります。通常の学級に在籍している障害のあるお子さんに対して、障害に応じた特別の指導を行います。

中学、高校の進路選択の際には、学校で教育相談を行います。教育相談では、お子さんの障害の種類や程度を考慮し、本人及び保護者の意向を尊重しながら、どのような学びの場でどのような教育を受けることが適切であるかを決めていきます。

MEMO

(2) 福祉の支援



① 放課後等デイサービス

小中高

障害児通所支援給付制度に基づき放課後や休みの日に放課後等デイサービス事業所でお子さんの発達を支援します。「放課後等デイサービスの支給決定」を受けたお子さんが対象です。

放課後等デイサービス事業所とは

放課後等デイサービス事業所とは、児童福祉法第21条の5の15の規定による指定を受けた施設で、サービス対象地域、事業所の特徴などに応じて、保護者の方が選択して利用いただけます。名古屋市には597か所の事業所があります(令和8年3月現在)。

◆支援の内容

お子さんの発達を支援するプログラム、支援の内容などは事業所によって異なります。よく確認して、お子さんやご家庭の状況に適した事業所を選んで利用してください。各事業所の詳しい情報については名古屋市子ども発達支援サイト“すてっぴサポート”(12ページ)をご覧ください。ほか、各事業所にお問い合わせください。

◆利用方法・利用料 (11ページ参照)

障害児相談支援

放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用するのにあたり、お子さんにとってどのようなサービスを、どのように組み合わせて利用するのが望ましいのかを考え、サービスの利用計画を立てる支援です。障害児相談支援事業所と契約のうえ利用します。

※利用料については市から全額補助をします。

障害児相談支援事業所とは

障害児通所支援を利用するために必要な障害児の利用計画を作成します。相談支援の業務における専門的な知識を持つ相談支援専門員が、利用者が適切な支援を受けることができるように計画書の作成、各機関との調整を行います。

※計画の作成にあたっては、お子さんの日常生活全般の評価を通じて、解決すべき課題の把握を行うために、ご自宅を訪問して面接を行います。

② 保育所等訪問支援

小中高

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校等(以下「保育所等」といいます。)を利用しているまたは今後利用する予定の発達に特性のあるお子さんが、集団生活に適応するために専門的な支援が必要な場合に、保育所等訪問支援実施事業所の訪問支援員が、保育所等を訪問し助言します。「保育所等訪問支援の支給決定」を受けたお子さんが対象です。

保育所等訪問支援実施事業所とは

保育所等訪問支援実施事業所とは、児童福祉法第21条の5の15の規定による指定を受けた施設で、サービス対象地域、事業所の特徴などに応じて、保護者の方が選択して利用いただけます。名古屋市には63か所の事業所があります(令和8年3月現在)。

訪問支援員とは

発達に特性のある子どもに関する専門的な知識と経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は心理担当職員等で、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者です。なお、保育所等訪問支援実施事業所に配置されている訪問支援員の職種については、事業所によって異なります。

◆支援の内容

保育所等でのお子さんの生活のしづらさや集団生活の不応対に対して、その要因をお子さんの特性と環境面から推察し、保育所等の職員と情報共有・情報交換を行いながら、最善の環境設定や子どもとの関わり方などについて支援を行います。

実際の支援方法については、上記方法を含め、お子さんの様子、保護者の希望、担任・担当の先生の意向などを踏まえて、一緒に考えていきます。また訪問の回数や頻度は、2週間に1回程度が目安になりますが、お子さんの状況や時期によって異なります。

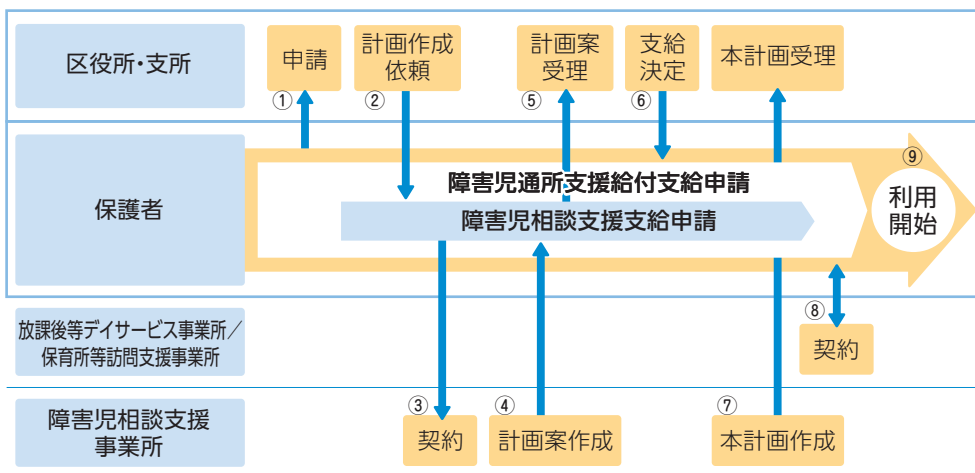
◆利用方法・利用料 (11ページ参照)

モニタリングとは

相談支援専門員が、計画作成後に計画の実施状況の把握を行うことです。そのためにご自宅を訪問し面接を行います。適切なサービスを提供しつづけるため、解決すべき課題の変化に留意し、ご家族やお子さん及び事業所との連絡を継続的に行います。

必要があれば障害児相談支援利用計画の変更も行います。モニタリングの頻度はお子さんの状況によって変わります。

◆利用方法



- ①区役所・支所の窓口にて**障害児通所給付費支給申請書**を提出します。
障害者手帳をお持ちでないお子さんについては原則として診断書が必要です。
- ②申請書が受理されると、**障害児支援利用計画提出依頼書**が自宅に送付されます。
- ③④**障害児相談支援事業所**を選んで契約を結び、**障害児支援利用計画《案》**の作成を依頼します。
- ⑤**障害児相談支援事業所**が作成した**障害児支援利用計画《案》**を、申請した窓口にて提出します。
- ⑥**障害児支援利用計画《案》**の内容を考慮して、障害児通所支援支給決定が行われます。決定された内容が印刷された**「通所受給者証」**が自宅に送付されます。
- ⑦⑧**障害児相談支援事業所**が、支給決定された内容を踏まえて**障害児支援利用計画《本計画》**を作成し、窓口にて提出します。(窓口にて提出するには保護者の方の確認サインが必要となります。)
- ⑨希望する**放課後等デイサービス事業所／保育所等訪問支援事業所**と利用契約を結んで利用を開始します。(支給決定された日数以上に契約を結ぶことはできません。)

※障害児支援利用計画(案、本計画とも)については、保護者の方が自分で作成し(セルフプラン)提出することもできます。
※計画が適切であるかを確認・検証するため、支給決定後の一定期間ごとにモニタリングが必要となります。

◆利用日・利用時間

事業所の受入可能日・受入可能時間のうち、利用者が希望する日・時間(通所受給者証で認定された日数が上限です。)

◆利用料

サービスにかかる経費の1割を利用料として負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて、利用料に上限を設けています。また、利用料以外に施設により実費が必要な場合があります。

名古屋市子ども発達支援サイト“すてっぷサポート”で事業所検索

名古屋市では子ども発達支援サイトすてっぷサポートを運営しています。すてっぷサポートでは名古屋市内の放課後等デイサービス事業所を、条件を指定して検索できます。自分で調べたい条件で検索してみてください。



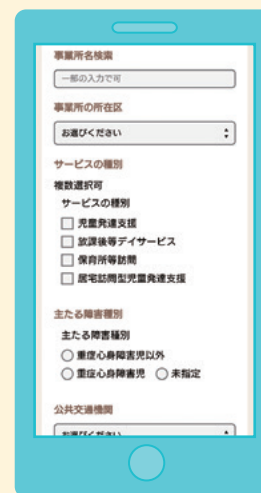
事業所情報検索方法

① トップ画面



QRコードで開く画面です。「事業所を探す」の検索ボタンをクリックすると②の画面がひらきます。

② 事業所検索画面



事業所情報を検索する画面です。各項目で希望を選んで検索ボタンをクリックすると、③の画面がひらきます。

③ 事業所検索結果画面



選んだ条件に一致する事業所を表示しています。「詳しくみる」をクリックすると各事業所の詳しい情報が見られます。



問合せ先

◎名古屋市子ども青少年局子ども福祉課 …… (052)972-2520

掲載している情報と解説

すてっぷサポートには下表の情報を掲載しています。保護者の方からお問い合わせの多い項目について解説しますので、参考にしてお子さんと保護者の方に適した事業所を選んで利用してください。

掲載項目

運営団体	営業日	送迎サービスの有無
法人代表者名	営業日の除外日	サービスの特徴
管理者名	サービス提供時間	毎日の過ごし方
児童発達支援管理責任者名	サービス対象地域	年間行事
事業所の所在区	職員数	実費負担の有無
最寄りの公共交通機関の駅	施設の階数	自己評価
駐車場の有無(台数)	発達支援室の状況	支援プログラム
利用定員	静養室の有無	第三者評価

お問い合わせの多い項目の解説

項目	解説
管理者名	従業者及び業務の管理を行うとともに、法令通りに事業所が運営できるよう従業者に必要な指揮命令を行う者です。
児童発達支援管理責任者名	児童の心身の状況及び周りの状況などを把握し、児童及びその家族に対し、その相談に乗るとともに、必要なアドバイスや援助を行う者です。 また、面談により児童の課題などを把握し、発達を支援するための計画の作成や説明などを行う責任者です。その計画書は利用者に交付されます。
利用定員	事業所ごとに決められている1日に受け入れ可能な人数です。
サービス提供時間	事業所ごとに決められている利用が可能な時間です。
サービス対象地域	受け入れ可能な利用者の居住地域になります。

項目	解説
職員数	児童の成長をさまざまな面から支援する職員の内訳です。 資格要件を満たした児童指導員や保育士などは、10名定員の事業所においては必ず2名以上配置されています。 事業所によっては、日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員などを配置しているところがあります。
発達支援室の状況	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う部屋の数及び広さです。
送迎サービスの有無	自宅及び学校などと事業所との間の送迎サービスの有無です。
サービスの特徴	事業所の支援の方針、特色等になります。
実費負担の有無	おやつ、教材費など名古屋市が定める利用料以外の利用者負担の有無です。
自己評価の公表	事業所は、支援の質の評価及び改善を行うにあたって、職員による自己評価と利用者に対してのアンケート調査による事業所評価を行い、その結果を公表しなければいけないことになっています。項目としては、「環境・体制整備」、「業務改善」、「適切な支援の提供」、「保護者への説明等」、「非常時等の対応」、「満足度」などがあります。
支援プログラム	5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラムです。
第三者評価の実施	第三者による外部評価の実施の有無です。

注 すてっぷサポートには名古屋市内で指定を受けているすべての事業所を掲載していますが、事業所の情報は各事業所が登録しています。任意の登録ですので情報が登録されていない事業所もあります。

③ 移動支援

小中高

屋外での移動が困難な障害者又は障害児の方について、移動支援給付費を支給することにより、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。対象となるお子さんは原則として障害者手帳所持者(※)です。

※障害者手帳を有しない方は診断書(精神障害に限る)若しくは療育センターの判定(知的障害に限る)が必要です。
※身体障害については全身性障害の方に限ります。

◆支援の内容

単独で外出をすることが困難な障害者や障害児の方が外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動の支援を行います。

外出区分	支給量
a 社会生活上必要不可欠な外出 ※通所、通学、通院など	必要と認められる時間 ※障害児については、「保護者が付添えない事由と状況」がある場合に限り対象とします。 ※学齢未満の障害児は、児童発達支援事業所、保育園及び幼稚園への通園に限り対象とします。(経過措置) ※通院への介助は中学生以上に限ります。
b その他の外出 ※余暇活動などの社会参加を目的とする外	・ 中高生 …………… 24時間 ・ 小学生 …………… 12時間

◆利用方法

区福祉課・支所区民福祉課で申請をしていただき、受給者証を発行します。受給者証を登録事業者に提示し、利用契約を結んで利用していただきます。

◆利用日

希望する日(登録を受けた移動支援事業所と調整が必要です)

◆利用時間

希望する時間(登録を受けた移動支援事業所と調整が必要です)

◆利用料

原則として費用の1割です。(ただし、負担上限月額が設定されます)



問合せ先

◎お住まいの区役所福祉課 ▶ 34ページ
(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)

④ 短期入所

小中高

自宅で介護を行う方が病気その他の理由により施設への短期間の入所が必要な場合、短期間入所し、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要なサービスを受けることができます。対象となるお子さんは原則として障害者手帳所持者(※)です。

※障害者手帳を有しない方は診断書(身体障害・精神障害・難病等に限る)若しくは療育センターの判定(知的障害に限る)が必要です。

◆支援の内容

指定事業所に短期間入所し、介護その他必要なサービスを提供します。

◆利用方法

区福祉課・支所区民福祉課で申請をしていただき、受給者証を発行します。受給者証を指定事業者に提示し、利用契約を結んで利用していただきます。

◆利用日

希望する日(指定を受けた短期入所事業所と調整が必要です)

◆利用時間

希望する時間(指定を受けた短期入所事業所と調整が必要です)

◆利用料

原則として費用の1割です。(ただし、負担上限月額が設定されます)



問合せ先

◎お住まいの区役所福祉課 ▶ 34ページ
(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)

⑤ 居宅介護

小中高

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護等のサービスを受けることができます。
対象となるお子さんは原則として障害者手帳所持者(※)です。

※障害者手帳を有しない方は診断書(身体障害・精神障害・難病等に限る)若しくは療育センターの判定(知的障害に限る)が必要です。

◆支援の内容

居宅にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ及び食事等の身体介護、見守り等の家事援助、通院等により外出する場合の支援を行います。

※介護者(ご両親)の状況が一定の要件に該当する場合に対象となります。

◆利用方法

区福祉課、支所区民福祉課で申請をしていただき、受給者証を発行します。受給者証を指定事業者に提示し、利用契約を結んで利用していただきます。

◆利用日

希望する日(指定を受けた居宅介護事業所と調整が必要です)

◆利用時間

希望する時間(指定を受けた居宅介護事業所と調整が必要です)

◆利用料

原則として費用の1割です。(ただし、負担上限月額が設定されます)

⑥ 手帳制度

小中高

障害のある方が各種の福祉サービスを利用するための制度として障害者手帳制度があります。障害者手帳を所持していると「放課後等デイサービス」の利用申請の手続きがスムーズにできます。また各種福祉サービスを受けることができます。

障害者手帳の種類

種 別	内 容	問合せ先
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は障害の程度により1級から6級までの区分があります。	お住まいの区の区役所福祉課 支所区民福祉課 (34ページの※参照)
愛護手帳	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1度(最重度)、2度(重度)、3度(中度)、4度(軽度)の区分があります。	中央療育センター (18歳以上の方はお住まいの区の区役所福祉課、支所区民福祉課、未就学のお子さんはお住まいのエリアを担当する地域療育センター)
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、知的障害は含まれません。手帳の等級は、障害の程度により1級から3級の区分があります。	お住まいの区の区役所福祉課 支所区民福祉課 (34ページの※参照)

※発達障害は「精神障害者保健福祉手帳」の対象となります。

・ 福祉サービスの例 ・

手当の支給	補装具費の支給	公営住宅の家賃減額
福祉特別乗車券の交付	鉄道旅客運賃の割引	所得税や市県民税の軽減
医療費の援助	航空旅客運賃(国内)の割引	

※手帳以外に別途診断書等が必要な場合もあります。
※障害の程度により利用できないサービスもあります。



◎お住まいの区役所福祉課 ▶ 34ページ
(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)

⑦ 障害者基幹相談支援センター

小中高

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行うことを目的として設置された機関で、名古屋市が委託した団体が運営しており、市内に20か所（サテライトを含む。）あります。

◆支援の内容

障害のある方やその家族などの生活上の困りごとや不安などの様々な相談に、専門機関をはじめとする関係機関と連携して応じ、福祉サービスの利用や各種制度の活用を行っています。

◆利用できる方

名古屋市内にお住まいの障害のある方、その家族の方など（障害種別は問いません）

◆相談方法

来所又は電話（来所の場合は、事前にお電話をいただくとスムーズです）
相談がある場合には、**お住まいの区**の基幹相談支援センター（20ページ）にまずはお電話ください。



障害者基幹相談支援センター お問い合わせ先

区		所在地	電話番号	FAX番号
千種区		千種区高見一丁目20番地2号 MNビル3F	☎753-3567	☎753-3568
東区		東区矢田五丁目1番17号 FLAT HACHIROKU3階	☎325-6193	☎325-6203
北区		北区田幡一丁目11番31号	☎910-3133	☎916-3665
西区	本部	西区中小田井五丁目38番地	☎504-2102	☎502-5806
	サテライト	西区浄心一丁目1番6号 シティ・ファミリー浄心101号	☎528-3166	☎528-3266
中村区		中村区豊国通3丁目10番地	☎462-1500	☎462-9640
中区		中区富士見町4番31号 エクラン上前津1F	☎253-5855	☎253-5856
昭和区	本部	昭和区御器所通2丁目25番地の2	☎741-8800	☎741-8930
	サテライト	昭和区松風町2丁目28番地 ノーブル千賀1F	☎841-6677	☎841-6622
瑞穂区		瑞穂区北原町3丁目2番地 ジュネス瑞穂1F	☎680-7111	☎680-7626
熱田区		熱田区新尾頭一丁目6番10号 第15フクマルビル1F	☎228-3630	☎228-3631
中川区		中川区上高畑1丁目2番地	☎354-4521	☎354-2201
港区		港区港栄一丁目1番22号 港栄店舗104号	☎653-2801	☎651-7477
南区		南区西桜町31番地	☎883-9257	☎883-9259
守山区	本部	守山区桜坂四丁目111番地	☎737-0221	☎736-0572
	サテライト	守山区鳥羽見3丁目17番地4	☎791-2170	☎778-8170
緑区		緑区鹿山三丁目17番地	☎892-6333	☎892-6336
名東区		名東区社台三丁目109番地 第九ヤマケンビル2F	☎739-7524	☎739-5330
天白区	本部	天白区原二丁目3511番地 ルミエール原1F	☎804-8587	☎804-8585
	サテライト	天白区原一丁目301番地 原ターミナルビル309号	☎715-9116	☎715-9119

※令和8年4月以降、所在地、電話番号、FAX番号が変更される場合があります。最新の情報については、名古屋市役所健康福祉局障害者支援課（☎052-972-2558）までお問い合わせいただくか、市公式ウェブサイトでご確認ください。

2 学齢期のお子さんの発達の相談機関

子ども教育相談 ハートフレンドなごや

熱田区神宮三丁目6番14号
教育センター内

名古屋市にお住まいの幼児から高校生年齢
までのお子さん本人、その保護者等からお子
さんの教育・養育上の問題に関するあらゆる
内容について相談に応じています。

相談料
無料

◆相談・支援の内容

- ・ いじめ・不登校など学校生活に関わること
- ・ 就学や進路について気掛かりなこと
- ・ 発達の様子に関わること
- ・ 出国・帰国に際しての学校教育のこと

◆相談方法・日時

電話相談

総合相談ダイヤル(052)683-8222に電話をしてください。
[月～金曜日] 9:30～19:00 [土曜日] 9:30～12:00

来所相談 (心理検査を含む)

予約専用ダイヤル(052)683-6415に電話をして申し込んでください。
[月～金曜日] 9:30～17:00

訪問相談

学校を通して申し込んでください。
[月～金曜日] 9:00～16:00

※いずれも祝日及び年末年始を除く

メール相談

ハートフレンドなごやウェブページから相談してください。
<https://nagoya.fureai-cloud.jp/sodan>
随時(返信するまでに、数日かかることもあります)

中央療育センター

昭和区折戸町4丁目16番地
児童福祉センター内

お子さんの発達に関する相談や診療などを通
して、お子さんの健やかな成長、発達を支援する
施設です。名古屋市にお住まいの0歳から18歳未
満のお子さんが対象です。なお、就学前のお子
さんの場合は、原則として中、昭和、瑞穂、熱田、天白
区にお住まいの方となります。

◆支援の内容

相談

お子さんの発達や子育てに関する相談を行っています。相談内容に応じ
て医師の診察や発達検査などの各種検査を行います。また、福祉制度や社
会資源の情報提供、進路の相談、小学校低学年までの方を対象に放課後等
デイサービス等の利用計画の作成等も行っています。

診療

診療所で小児科・精神科・整形外科・耳鼻咽喉科・眼科・歯科の診察や、
理学療法・作業療法・言語聴覚療法等の訓練を行っています。

◆利用方法

相談・診察の利用方法は次のとおりです。

- 1) お電話で相談日時を予約してください。
- 2) ご予約の日時に面接・診察・検査等を行います。
- 3) 専門のスタッフが話し合い、お子さんの支援の方針を提案します。

◆利用日

月～金曜日(祝日及び年末年始除く)

◆利用時間

8:45～17:15

◆利用料

診療所

診療報酬制度に基づく所定の自己負担が必要です。自己負担分には名古
屋市福祉医療助成制度の医療証(子ども医療証など)が使用できます。

障害児相談支援

利用料の全額が補助されます。(放課後等デイサービスなどの利用には
所得に応じ一部自己負担が必要です)



問合せ先

電話(052)757-6126 FAX(052)757-6129



発達障害者支援センター (りんくす名古屋)

昭和区折戸町4丁目16番地
児童福祉センター内

発達障害者支援法に基づき、発達障害
児・者への支援を総合的に行うことを目
的として設置された機関です。名古屋市
在住、在学、在勤の方が利用できます。

◆支援の内容

- ・発達障害のある方とご家族、支援者や関係機関等を対象に、相談支援、
研修などの人材育成、ウェブサイトやパンフレットによる情報発信、講演会等を通じた普及啓発
を行っています。
- ・学齢期の保護者向けに研修会や相談会も行っています。
- ・アドバイス、情報の提供、他の機関の紹介を行います。
※発達障害の診断は行っていません。

◆利用方法

学齢期の方についての相談は電話相談となります。
電話(052)757-6140

利用料
無料

◆利用日

月～金曜日(祝日及び年末年始除く)

◆利用時間

8:45～17:15

発達障害とは・・・

自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如多動性障害
(ADHD)、学習障害(LD)などを指します。

MEMO

3 学齢期以降の支援など

障害のあるお子さんの大学進学について

大学は高校までの環境と大きく変化します。高校には自分の教室(机やいす)があって、担任の先生がいて、時間割に沿った授業がありますが、大学は枠組みが大きく変わります。自宅から通うのか一人暮らしをするのかと、生活自体の場所を考えることも必要となります。

平成28年に障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が求められるようになったため、障害のある学生への支援も始まっています。履修科目の選択や登録の仕方など、大学生活を送るうえでの困りごとが出てくれば、大学には学生相談室といった場所で相談することができます。就職活動をどのようにすればいいのかなど就労については、キャリアセンターといった場所で相談することができます。相談場所の名称は大学により異なり、また具体的な支援についても大学により様々です。大学を選ぶときには、その大学のホームページやオープンキャンパスなどを利用して情報収集してみてください。

名古屋市内の大学における障害のあるお子さんへの配慮の状況

名古屋子ども青少年局子ども福祉課では令和元年11月に市内にキャンパスのある大学に対して「障害をもった学生等への配慮等の取り組み状況に関するアンケート」を実施しました。(名古屋市内にキャンパスのある大学及び短期大学32校に依頼し12大学が回答)

多くの大学で障害のあるお子さんの受験が可能であり、障害に対する配慮がされています。また、大学生活についても以下のような様々な配慮がされています。

授業

○資料の配慮

- ・資料のデータ配付
- ・資料の拡大・点訳・触図作成
- ・資料の音訳・対面朗読
- ・授業における配慮文の配付
- ・注意事項等文書伝達

○課題や試験の配慮

- ・課題等の提出期限延長
- ・試験の別室受験や試験時間延長
- ・問題用紙や解答用紙の拡大、解答用紙白紙使用
- ・可能な範囲で問題用紙ならびに解答用紙の傍線部・下線部の強調
- ・試験中の水分補給、薬の服用の承認

○教室の配慮

- ・使用教室・教室内座席の配慮等
- ・座席位置の指定、座席配慮
- ・車いす使用学生用の専用機の設置
- ・バリアフリー対応教室の手配

○授業の進行の配慮

- ・デジカメ、ボイスレコーダーの持ち込み許可
- ・授業途中での体調不良による退室の承認
- ・授業中の水分補給、薬の服用の承認
- ・リーディングサービス、手話通訳者、要約筆記者の配置
- ・ビデオモニター設備などの利用
- ・ビデオ教材の字幕付け・データ起こし
- ・教室内での起立移動時の配慮
- ・授業についていきやすくするための個別支援

学内での行動

- ・学内での移動支援・補助
- ・車両乗り入れの許可
- ・車いすの使用許可
- ・車両による送迎、履修する教室前での駐車許可
- ・盲導犬同伴についての周知
- ・健康診断は保健センター・保健室にて受診(健康診断業者ではなく保健室職員が行う)。
- ・トイレの介助
- ・防災訓練時の退席
- ・学内工事情報の提供等

学内環境整備

- ・大学内のバリアフリー化
- ・障害者用トイレ・バリアフリー対応トイレの設置
- ・エレベーター設置
- ・吸水マット(滑り止め)の設置
- ・スロープの設置
- ・教室出入口のスライドドア化
- ・手すりの設置
- ・教室番号の点字表示、点字ブロックの敷設等
- ・盲導犬待機場所等の設置
- ・照明・音響などの調整
- ・マイク・スピーカーを利用した視聴覚設備の整備
- ・障害者専用駐車場の設置

個別相談

- ・学生相談、カウンセリング
- ・保護者面談
- ・入学時の履修相談会で相談窓口を設置
- ・専門の相談窓口の設置
- ・随時相談できる体制の確保
- ・学習相談
- ・学校医による個別面談
- ・配慮申請にもとづく対応や合理的配慮の実施状況確認等

就職活動

- ・ 個別支援にて対応
- ・ 学外の就労支援や障害に配慮のあるエージェントとの連携等
- ・ (自分の障害の)オープン・クローズのメリット・デメリットの紹介
- ・ 障害特性を踏まえた就活支援、個別対応、学内の学生相談室との連携
- ・ 特別修学支援室によるキャリア支援講座の開催
- ・ キャリア支援室主催の企業説明会を案内
- ・ 学内のキャリアアドバイザーと情報共有
- ・ 学外の障害学生就職支援団体の紹介
- ・ 障害者用の求人情報の閲覧等ファイルの用意
- ・ 外部の就労機関の紹介・連携、キャリア支援課と学生相談室との合同面接
- ・ コミュニケーションの苦手な学生を対象にした職業教室を実施
- ・ 障害学生対象のインターンシップの紹介
- ・ 筆談での対応やプライバシーを守るため相談場所の配慮等
- ・ 障害学生向け就職情報の掲示、障害特性を踏まえた面接指導等
- ・ 就職ではハローワーク、支援業者と連携して障害枠就職について相談

就職

- ・ 個別相談にて対応
- ・ 障害に配慮のある就職先の紹介・斡旋
- ・ 外部の関連団体と連絡をとり斡旋
- ・ 学外の就労支援や障害に配慮のあるエージェントとの連携等
- ・ 障害のある学生の就職イベントの紹介
- ・ 障害に配慮のある就職先の紹介、斡旋
- ・ 新卒応援ハローワーク(障害担当者)との連絡
- ・ 学生の要望に応じ応募にかかる企業等との調整を適宜実施



MEMO

障害のある方の就労について

障害者の一般就労の促進を図るため、就労支援機関において障害者の就労及びそれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行っています。

実施施設

センター名	住 所	電話番号
なごや障害者就業・生活支援センター	北区大曽根二丁目9-25	(052)908-1022
障害者就労支援センター めいしんれん	中村区中村町7丁目84-1 (名身連福祉センター内)	(052)433-6574
障害者就労支援センター めいりは	瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター内)	(052)835-3837
名古屋市障害者雇用支援センター	熱田区千代田町20-26	(052)678-3333

※お住まいの地域により、他の障害者就業・生活支援センターも利用できる場合があります。

◆対象者

障害のある方で、就労やそれに伴う日常生活上の相談・支援を希望される方及びその家族の方等(※障害種別や手帳の有無は問いません)

◆相談・支援内容

○就労面における支援

- ・ 就職に向けた準備支援(職場実習又は職業準備訓練の斡旋等)
- ・ 求職活動支援
- ・ 職場定着支援 等

○生活面における支援

- ・ 健康管理などの日常生活の自己管理に関する助言等

◆利用方法

利用を希望する就労支援機関にて受付(電話)

◆利用日

月～金曜日(祝休日、年末年始等を除く)

◆利用時間

9:00～17:00

利用料
無料



問合せ先

健康福祉局障害福祉部障害者支援課 (052)972-2613

「福祉的就労」ってなに？

障害のある方が就労するとき、一般企業や公的機関などに就職して働くことを「一般就労」といいます。これに対して、企業などで働くことがむずかしい場合には、障害福祉サービスを利用して就労する方法があり、このような働き方を「福祉的就労」といいます。

現在の制度では、「福祉的就労」の場として就労継続支援A型・B型の事業所などがあります。こうした事業所では、障害のある方が障害福祉サービスの利用者として生産活動や職業訓練などを行い、収入を得る仕組みとなっています。

「福祉的就労」では、障害福祉サービスの支援を受けながら働くことができます。メリットがあります。しかしその反面、「一般就労」と比べると、働いて得られる収入は低い水準になってしまうことが多く、特に、就労継続支援B型の事業所で就労した場合の収入(工賃)は、令和6年度の全国平均で月額24,000円台となっているのが現状です。

このような状況から、「福祉的就労」をつうじて働くことに関する知識や能力を身につけ、それらを生かして企業などに就職し、「一般就労」へステップアップをしていく方もいます。

また、「一般就労」を希望する場合には、障害福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を行い、企業などへの就職を目指す方法もあります。

障害の状態や、希望する働き方は一人ひとり違いますので、障害者就労の相談支援機関も活用しながら、自分に合った働き方を考えてみましょう。

大人になってから、発達障害かな？ と思った時に

成人してから発達障害を疑い受診する時は、幼少の頃の様子も聞かれることが多いため、母子手帳や通知表などが手元に残っているとよいです。

発達障害は、精神障害者保健福祉手帳の対象となる場合があります。

また、知的な遅れがある場合は、愛護手帳の対象にもなります。ただし、成人してから初めて愛護手帳を取得する時には、18歳までに遅れがあったことを証明できるもの(通知表など)が必要となります。

発達に特性のあるお子さんを支援する団体のご紹介

名古屋市では発達障害者支援法に基づく発達障害者支援地域協議会として「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置しており、この委員会や、名古屋市発達障害者支援センター運営連絡会には発達障害者関係団体の代表の方にも委員として参加していただいています。参加いただいている団体について紹介します。

注) 法人名を除いた50音順に掲載しています。

特定非営利活動法人 愛知県自閉症協会・つぼみの会

主に愛知県在住の自閉症とその周辺障害児者の保護者および自閉症を理解して下さる方々で活動している会です。50年以上の歴史があります。

自閉症は周囲にわかってもらいにくい障害ですが、正しい知識や理解と適切な支援のもと、社会で幸せに暮らしていけることをめざしていろいろな活動をしています。

本人向けの活動としては、体操の会、音楽あそびの会、夏のキャンプ、あそびの会、高機能SST、青年の会、パスツアーなど、家族向けの活動としては、各種セミナー、相談会、茶話会、きょうだい会、ペアレント・メンター活動、地区活動など、支援者向けの活動としては保育士・幼稚園教諭向け研修会、施設職員向けセミナーなどを行っています。

連絡先

電話 (052) 938-6571 (月水金10時～15時) FAX (052) 938-8242
メール tubomi-aa@nifty.com

あいちLD親の会かたつむり

LD(学習障害・限局性学習症)だけでなく、ADHD(注意欠如多動症)・自閉スペクトラム症等の発達障害の子どもを持つ親の自主的な集まりです。1982年に発足しました。情報交換や交流を図り、子どもを理解する為に学びあい、支えあっています。子ども達も楽しい経験ができるよう成長に合わせた活動を工夫しています。発達障害の子ども達は、読み書きや勉強が苦手だったり、言葉の遅れ、不器用、落ち着きがない、特定の物へのこだわり、集団行動になじめないなど、社会性や行動面に様々な課題をかかえています。でも、それは子どもが怠けているからでも、親の育て方が悪いせいでもありません。適切な支援さえあれば、力を発揮することができます。おしゃべり会・勉強会・進路報告会・レクリエーション活動(クリスマス会・ボーリング大会)・SST(ソーシャルスキルトレーニング)などの活動をしています。

連絡先

メール info@katatumuri-aichi.org

特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会

発達障害児者を対象にした生涯発達支援を目的とし、本人、家族、専門家などで構成された団体です。子どもたちに適切な療育の場を作りたいという親たちの願いから専門家の支援を得て活動を始めた会ですが、20年以上の活動を通して、成人し社会人となった会員も多くなりました。親と専門家が協力し、ボランティアスタッフとの触れ合いも大切にしながら、学齢期の発達支援、成人期での生活・余暇支援などに取り組んでいます。青年期の本人活動や親の横のつながりなど自助会的な役割も担っています。支援プログラムの開発や支援者育成、啓発活動など様々な活動のほか、子育てや子どもの発達に不安を持つ保護者の方向けに各種セミナーや、気軽に参加できる茶話会などを行っており、同じような悩みを持つ他の保護者や先輩たちの話をきくことができます。

連絡先

FAX (052) 505-5000 メール info@as-japan.jp

特定非営利活動法人 えじそんくらぶなごや親の会

ADHDを含む発達障害を持つ子どもと家族、支援して下さる方の会です。

『ADHDは理解と支援で個性になる』を合言葉に活動をしています。幼・小・中・高・青年期、発達障害の診断の有無は問いません、子育てに不安のある方等、気軽にご参加下さい。楽しく仲間作りをしましょう。月1回の定例会を開催しています。活動予定はえじそんくらぶのHPに掲載しています。

連絡先

<http://www.e-club.jp>

社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会

令和元年に創立66周年を迎え、知的に障害のある方々の権利擁護を推進し、「一人ひとりのかけがえのない人生を大切にする共生社会の実現に向けた実践と社会貢献」を目指して活動しています。知的な障害のある子どもや発達に不安のある子どもを持つご家族の方に様々な事業を実施しています。相談事業として、成年後見・権利擁護・福祉サービス苦情解決・就労生活・療育教育・生活等の相談に応じています。また、お茶を飲みながら気軽に相談できる療育巡回相談「ティー&トーク」を適宜実施しています。そのほか、重度在宅児・者向けの研修旅行や地域で生きる力を身に着けるための金銭教育・性教育・就労など親子共に育つ学習の場の提供をしています。また、フライングディスク教室やアート支援事業など本人の支援も多岐にわたり行っています。

連絡先

電話(052)671-6211 FAX(052)671-6214
メール honbu@nagoyaikusei.info



区役所福祉課・支所区民福祉課 お問い合わせ先

名 称	所在地	電話番号
千種区役所	千種区星が丘山手通103 (東星ふれあい広場)	☎753-1844
東区役所	東区筒井一丁目7-74	☎934-1181
北区役所	北区清水四丁目17-1	☎917-6516
楠支所	北区楠二丁目974	☎901-2274
西区役所	西区花の木二丁目18-1	☎523-4585
山田支所	西区八筋町358-2	☎501-4975
中村区役所	中村区松原町一丁目23-1	☎433-2932
中区役所	中区栄四丁目1-8	☎265-2322
昭和区役所	昭和区阿由知通3-19	☎735-3843
瑞穂区役所	瑞穂区瑞穂通3-32	☎852-9384
熱田区役所	熱田区神宮三丁目1-15	☎683-9917
中川区役所	中川区高畑一丁目223	☎363-4403
富田支所	中川区春田三丁目215	☎301-8378
港区役所	港区港明一丁目12-20	☎654-9718
南陽支所	港区春田野二丁目3703番地	☎301-8348
南区役所	南区前浜通3-10	☎823-9392
守山区役所	守山区小幡一丁目3-1	☎796-4591
志段味支所	守山区下志段味一丁目1401	☎736-2193
緑区役所	緑区青山二丁目15	☎625-3956
徳重支所	緑区元徳重一丁目401	☎875-2207
名東区役所	名東区上社二丁目50	☎778-3092
天白区役所	天白区島田二丁目201	☎807-3882